

岐阜市立藍川北中学校「いじめ防止基本方針」

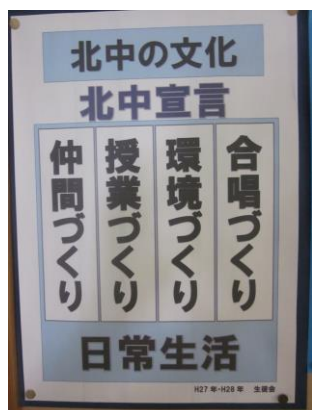
平成26年3月策定
平成30年4月改定
平成31年3月改定
令和元年8月改定
令和2年4月改定
令和3年5月改定
令和4年5月改定

はじめに

本校では、平成9年度、生徒会が中心となり、「いじめがなく、仲間を思いやれることができる学校をめざしていきたい」という願いのもと、4つを「北中宣言」として掲げた。

- ・授業に真剣に取り組みます
- ・いじめや暴力、仲間はずれは絶対に許しません
- ・みんなが楽しく、安心して食べられる給食時間にします
- ・学校の物や他人の物を大切に扱います

その後、平成12年度、平成27・28年度、幾多の全校生徒による生徒集会による話し合いを経て「北中宣言」の見直しを図り、以下の新たなる「北中宣言」・4本柱として位置づけ直し、現在も生徒会が中心となり先輩から後輩へと引き継がれている。



ここに定める「藍川北中学校いじめ防止基本方針」は、平成25年6月28日公布、平成25年9月28日施行された「いじめ防止対策推進法」（以下「法」という。）の第13条、令和元年、本市の中学校3年生生徒に係るいじめ重大事態に対する反省、岐阜市教育委員会いじめ問題対策委員会からの答申で示された再発防止策及び令和2年9月28日に施行された「岐阜市いじめ防止対策推進条例」の改正をふまえた基本方針である。

1 いじめの問題に対する基本的な考え方

(1) 定義

法：第2条

「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

(2) 理解

- ・「いじめ」には多様な態様があり、該当するか否かを判断する際は、本人が否定したとしても、該当生徒や周辺の状況等を客観的に観察し、「心身の苦痛を感じているもの」との要件に限定して解釈されることのないように努める必要がある。

- ・「いじめ」の中には、犯罪行為として警察に相談・通報することが必要な場合もある。教育的な配慮や被害者の意向への配慮を踏まえ、早期に警察に相談・通報のうえ、警察と連携した対応を図ることが必要である。

(3) いじめの解消

①いじめに係る行為が止んでいること

被害者に対する心理的又は物理的な影響を与える行為(インターネットを通じて行われるものを含む。)が止んでいる状態が相当の期間継続していること。この**相当の期間とは、少なくとも3か月を目安とする**。ただし、いじめの被害の重大性等からさらに長期の期間が必要であると判断される場合は、この目安にかかわらず、学校の設置者又は学校いじめ対策組織の判断により、より長期の期間を設定するものとする。学校の教職員は、相当の期間が経過するまでは、被害・加害生徒の様子を含め状況を注視し、期間が経過した段階で判断を行う。行為が止んでいない場合は、改めて、相当の期間を設定して状況を注視する。

②被害生徒が心身の苦痛を感じていないこと

いじめに係る行為が止んでいるかどうかを判断する時点において、被害生徒がいじめの行為により心身の苦痛を感じていないと認められること。被害生徒本人及びその保護者に対し、心身の苦痛を感じていないかどうかを面談等により確認する。この場合において、**事案に応じ、外部専門家による面談等により確認するなど適切に対応**する。

(4) 具体的ないじめの様相

①ひやかしやからかい、悪口や脅し文句、いやなことを言われる【脅迫、名誉毀損、侮辱】

- ・身体の動作について不快なことを言われる。
- ・存在を否定される。
- ・嫌なあだ名をつけられ、しつこく呼ばれる。

②仲間はずれ、集団による無視【刑罰法規には抵触しないが、他のいじめと同様に毅然とした対応が必要】

- ・対象の子が来ると、その場からみんないなくなる。
- ・遊びやチームに入れない。
- ・席を離される。
- ・話しかけても返事をしない。
- ・プリントや配布物など、対象の子をとばして配る。

③軽くぶつかられたり、遊ぶふりをして叩かれたり、蹴られたりする。【暴行】

- ・体を小突かれたり、触って知らないふりをされたりする。
- ・遊びと称して、対象の子が技をかけられたり、戦いの相手にされたりする。

④ひどくぶつかられたり、叩かれたり、蹴られたりする。【暴行・傷害】

- ・殴られたり、蹴られたりが繰り返される。
- ・けがやあざが残るようなぶつかられかたをする。

⑤金品をたかられる。【恐喝】

- ・脅されたり、お金や物などがとられたりする。

⑥金品を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする。【窃盗、器物破損】

- ・対象の子の持ち物を隠されたり、盗まれたり、壊されたり捨てられたりする。
- ・対象の子の教科書やノート、作品や掲示物など傷つけられたり、捨てられたりする。

⑦嫌なこと、恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする。【強要、強制わいせつ】

- ・万引きや恐喝を強要される。
- ・大勢の前で衣服を脱がされる。
- ・命や身体に危害が及ぶような危険なことをさせられる。

⑧パソコンや携帯電話で、誹謗中傷や嫌なことをされる。【名誉毀損、侮辱】

- ・パソコンや携帯電話の掲示板、ブログやSNSにはずかしい情報を載せられる。
- ・いたずらや脅迫のメールが送られてくる。

(5) 基本認識と基本姿勢

いじめ等に対する「基本認識」「基本姿勢」を以下のように定義し、その認識や姿勢を十分理解し、学校の教育活動全体を通していじめの防止等に当たる。

<基本認識>

- ① 「いじめは、絶対に許さない」
 - ・いじめた者だけではなく、同調する者、傍観する者も、いじめに加担しているという認識が必要である。
- ② 「いじめは、いつ、どこでも、誰にでも起こり得る」
 - ・いじめは、どの学校、どの学級でも、どの子にも起こり得るという認識のもと、常にいじめの克服を図る必要がある。
- ③ 「いじめは、見ようと思って見ないと見つけにくい」
 - ・いじめが見えていないのは教師だけであり、子どもたちが全て知っているという認識のもと、広く情報を収集する必要がある。
- ④ 「いじめは、組織的かつ継続的に対応しなければ解消に向かわない。」
 - ・いじめは、一度の指導では終わらない。様々な立場から、様々な場面で、該当生徒に対する個にとどまらず、学校、学級などの集団に対しても、繰り返し指導する必要がある。
- ⑤ いじめられている子どもの立場に立った親身の指導を行うこと。
- ⑥ いじめは家庭教育の在り方に大きな関わりを有していること。
- ⑦ いじめ問題は、教師の生徒観や指導のあり方が問われる問題であること。
- ⑧ 家庭、学校、地域社会など全ての関係者がそれぞれの役割を果たし、一体となって真剣に取り組むことが必要であること。

<基本姿勢>

- ① いじめを許さない、見過ごさない雰囲気づくりに努める。
- ② 生徒一人一人の自己有用感を高め、自尊心を育む教育を推進する。
- ③ いじめの早期発見のため、様々な手段を講じる。
- ④ いじめの早期発見のため、当該生徒の安全を保障するとともに、学校内だけでなく、関係諸機関・各種団体及び、専門家と協力して解決にあたる。
- ⑤ 学校と家庭が協力して、事後指導にあたる。

(6) 学校としての構え

かけがえのない大切な一人ひとり

～誰も一人ぼっちにさせない～

【子どもたちへの4つの約束】

- ① 先生達はどの子も全力で応援します。
 - 誰も一人ぼっちにさせない。
- ② 仲間に悲しい思いをさせる子は、先生達はみんなで指導します。
 - いじめはみんなで必ず止める。
- ③ いつでもどんな相談も聞きます。どの先生も話を聞きます。
 - どんなことも受け止めます。
- ④ 相談されたらその日のうちに問題解決へ向けて先生たちはみんなで立ち向かいます。
 - 直ちに問題解決に立ち上がる。

(7) 保護者の責務

- ・学校は、保護者・地域と協力しながら、いじめ問題について対応することが大切である。しかしながら、保護者は、その保護する生徒がいじめを行うことがないように規範意識等の指導を行うように努め、その保護する生徒がいじめを受けた場合には、適切にいじめから保護する。また、保護者は、学校が講ずるいじめの防止等のための取組に協力するよう努める。

2 いじめの未然防止のための取組

生徒一人一人が認められ、お互いに相手を思いやる雰囲気づくりに学校全体で取り組む。また、教師一人一人が分かりやすい授業を心がけ、生徒に基礎・基本の定着を図るとともに学習に対する達成感・成就感や自己有用感を味わい自尊感情を育むことができるように努める。

「いじめは絶対に許さないことである」という認識を学校の教育活動全体を通して指導する。そして、見て見ぬふりをすることや知らん顔をすることも「傍観者」としていじめに加担していることを分からせる。

(1) 魅力ある学級・学校づくり（自己肯定感や自己有用感を高める取組）

- ・すべての生徒が主体的に活動したり、互いを認め合ったりする中で、「できた、分かった」という充実感を味わえるよう、教科指導を充実する。
- ・すべての生徒が大切な学級の一員であり、一人一人が仲間とかかわり、自己存在感を味わいながら、望ましい人間関係をつくることのできるよう、よさを認め合う学級経営・教科経営を充実する。
- ・いじめや暴力、差別や偏見などを見逃さず、学級活動はもとより生徒会活動などでも適時取り上げ、生徒が主体的に問題解決に取り組むよう指導する。
- ・教育活動全体を通して、全職員が「自他の生命のかけがえのなさ」や「人を傷付けることは絶対に許さない」ことなどについて、具体的な場面で繰り返し指導する。
- ・「学級・学校に居場所がある」ということが感じられるような心の成長を支える教育相談に努める。

(2) 安心感を生み出す指導（仲間関係の構築、規範意識の確立、見守り・見届け体制の整備）

- ・一人一人が安心して生活できる集団生活のルールを確立し、教師は不正に対して毅然とした態度で臨む。
- ・普段から生徒と密接に関わり、生徒理解に努め、生徒の立場に立って気持ちを受け止める指導を継続する。
- ・教師が休み時間に校内の見守りを行うなど、教師の死角となる場所や時間を減らす。
- ・生活ノート等、教職員と生徒の間で日常行われている日記等を活用して交友関係や悩みを把握したり、個人面談や家庭訪問の機会を活用したりする。これらにより集まったいじめに関する情報についても学校の教職員全体で共有する。

(3) 生命や人権を大切にす指導（豊かな心の育成）

- ・様々な人と関わり合って社会性を育み、他人の心の痛みや生きることの喜びなどを理解できるよう、自然や生き物との触れ合いや幅広い世代との交流、ボランティア活動などの心に響く豊かな体験活動を充実する。
- ・教育活動全体を通じて、生徒一人一人に命を大切にする心、他を思いやる心、自律の心、確かな規律意識等が育つ道徳教育を充実する。
- ・誰もが差別や偏見を許さず、互いに思いやりの心をもってかかわることができるための「認識力」「行動力」「自己啓発力」に育む人権教育を充実し、人間尊重の気風がみなぎる学校づくりを進める。

(4) 全ての教育活動を通じた指導（自己指導能力の育成）

- ・人とのつながりに喜びを感じる充実した体験活動の充実（行事・合唱活動など）
- ・自治的・自発的な活動の充実（生徒会・委員会活動など）
- ・いじめを見逃さない日（生徒の具体的な姿や思いの価値付ける温かい姿の交流等）の実施

(5) インターネットを通じて行われるいじめに対する対策の推進

- ・スマートフォンや通信型ゲーム機等を介した誹謗中傷等への適切な対応に関する啓発や情報モラル教育等についての指導を一層充実する。
- ・インターネット上のトラブルやSNSの使い方について、情報教育はもとより学級活動等による生徒間の話し

合い、保護者や地域住民も交えた交流会等、自治的な活動を充実する。

3 いじめの早期発見・早期対応

(1) いじめがあったときに見逃さず、立ち向かい、乗り越える力の育成

- ・自分の周りの人が悩んでいるのを見つけたときに、必要に応じて適切な相談先に報告・連絡・相談をする行動がとれるようにSOSの出し方教育、SOSBOX等を活用する。
- ・互いに仲間の変容に気付ける目を養う「ハートコンタクト」を位置づけ、いじめにどう対処していくかを考える「いじめを克服する取組」と、多様性を認め合い周りの様々な人と新たな関係を築いていく「誰も一人ぼっちにさせない取組」の2つを大きな柱とする。

(2) アンケート調査等の実施を含めた的確な情報収集、校内連携体制の充実

- ・いじめ等の問題行動の未然防止、早期発見・早期対応ができるよう、日常的な声かけ、毎月の健康調査の活用、いじめに関するアンケート調査（記名式・必要に応じて無記名方式）の実施はもとより、生活記録や生徒の行動観察等、多様な方法で生徒のわずかな変化の把握に努めるとともに変化を多面的に分析し、対応に生かす。アンケートは家庭での記入を原則とし、保護者配信メール等で周知を行う。
- ・いじめを受けていると思われる事案については、適切かつ迅速にどのような組織で誰が情報共有するのかを別図（いじめ事案の指導の流れ）のように明確にして対処する。
- ・年間3回の県いじめ調査等を全職員の共通理解の上で実施し、「いじめ未然防止・対策委員会」で学校の状況等を確認し、対策を検討する。
- ・学級担任や教科担任、養護教諭等全職員が、些細なサインを見逃さない、きめ細かい情報交換を日常的に行い、いじめの認知に関する意識を高めるとともに、スクールカウンセラーやスクール相談員の役割を明確に伝える。

(3) いじめの疑いのある事案に係わる情報の連携体制の徹底

- ・いじめ対策監による校内巡視を行い、いじめの疑いのある事案について、速やかに管理職に報告し、校長の指導のもと、複数の職員と情報共有し、学年会等で組織的にかつ丁寧に事実確認を行う。
- ・特定の教職員が情報を抱え込まず、直ちに情報共有する。
- ・学校（教員）と保護者で、生徒への支援や指導の方針を共有する。

(4) 教育相談の充実

- ・教職員は、受容的かつ共感的な態度で傾聴・受容する姿勢を大切にして教育相談を進める。特に問題が起きていないときこそ信頼関係が築けるよう、日頃から生徒理解に努める。
- ・問題発生時においては、「大丈夫だろう」と安易に考えず、問題が深刻になる前に早期に対応できるように、危機意識をもって生徒の相談に当たる。
- ・生徒の変化に組織的な対応できるようにするため、学校組織で情報を共有し、生徒指導主事や教育相談担当を中心に、担任、養護教諭、スクールカウンセラー、スクール相談員等、校内の全職員がそれぞれの役割を相互理解した上で協力し、保護者や関係機関等と積極的に連携を図る。

(5) 教職員の研修の充実

- ・年度当初の職員会や夏季休業中の現職研修はもちろんのこと、必要に応じて適宜職員研修を行い、「いじめ防止これだけは！」「教育相談これだけは！」といった各種啓発資料等を活用したり、対応マニュアルを見直したりして、一人一人の教職員が、早期発見・早期対応はもとより、未然防止に取り組むことができるよう、校内研修を充実する。
- ・いじめの事案があった際には、その事案から生きた教訓を学ぶなど、教職員の研修を行う。

(6) 保護者・地域との連携

- ・年度初めの家庭訪問、年間の三者懇談等で、生徒の様子を交流し、気になる様子については継続的に情報を交換する。また、日常的に生徒のよい姿や気になる姿を交流できるように保護者との連携を密にする。
- ・いじめの事実が確認された際には、いじめた側、いじめられた側ともに保護者への報告を行い、謝罪の指

導を親身になって行う。その指導の中で、いじめた生徒にいじめが許されないことを自覚させるとともに、いじめを受けた生徒やその保護者の思いを受け止め、いじめた生徒自身が自らの行為を十分反省する指導を大切にする。いじめの問題がこじれたりすることがないように、保護者の理解や協力を十分に得ながら指導に当たり、生徒の今後に向けて一緒になって取り組んでいこうとする前向きな協力関係を築くことを大切にする。

(7) 関係機関等との連携

- ・いじめを中心とする生徒指導上の諸問題を学校だけが抱え込まず、その解決のために、日頃から教育委員会や警察、子ども相談センター、主任児童委員、民生児童委員、学校運営協議会委員、スクールサポーター等とのネットワークを大切にして、早期解決に向けた情報連携と行動連携を行い、問題の解決と未然防止を図るように努める。
- ・インターネット上の誹謗中傷等については、保護者の協力を得ながら迅速に事実関係を明らかにするとともに、状況に応じて警察等の関係機関と連携して解決に当たる。

4 学校いじめ防止等対策推進会議の設置

法：第22条

学校は、当該学校におけるいじめの防止等に関する措置を実効的に行うため、当該学校の複数の教職員、心理、福祉等に関する専門的な知識を有する者その他の関係者により構成されるいじめの防止等の対策のための組織を置くものとする。

上記の法令に基づき以下のようにいじめ防止等対策推進会議の組織を設置する。

学校職員：校長、教頭、主幹教諭、ブロック担当生徒指導主事、いじめ対策監、生徒指導主事、学年主任、教育相談主任、養護教諭 等

学校職員以外：保護者代表、学校運営協議会委員、スクールカウンセラー、民生児童委員 等

いじめ防止等対策推進会議は条例に基づき次に掲げる事務を行う。

条例：第18条

2 推進会議は、次に掲げる事務を行う。

- (1) 学校基本方針の策定、実施及び検証
- (2) いじめに係る相談体制の整備
- (3) いじめの早期発見のための情報の収集、記録及び共有
- (4) いじめの認知
- (5) 被害児童生徒及びその保護者の支援並びに加害児童生徒の指導及びその保護者への助言
- (6) 当該市立学校の教職員を対象とする研修並びに保護者及び地域住民を対象とする啓発活動
- (7) 前各号に掲げるもののほか、当該市立学校の校長が必要と認める事項

5 いじめ未然防止、早期発見・早期対応の年間計画

- ・年3回の県はいじめ調査の実施
- ・年度当初に「学校いじめ防止基本方針」又は方針や骨子などを学校のホームページにアップする。
- ・「いじめを見逃さない日」の取組
- ・「楽しく学校生活を送るためのアンケート」の計画的な実施 など

「藍川北中学校いじめ防止プログラム」

月	取組内容	備考
4月	<ul style="list-style-type: none"> ・入学式等での「学校いじめ防止基本方針」（以下「方針」）の説明 ・学校だより、ホームページ等による「方針」等の発信 ・教師による「良いこと見つけ」（生徒への視点の提示） ・職員研修会の実施（今年度の方針の伝達、前年度の実態と対応等の引継） ・学校運営協議会で「方針」説明 	「方針」の確認
5月	<ul style="list-style-type: none"> ・第1回 心のアンケート（記名式）の実施，教育相談の実施 ・PTA総会で「方針」説明 ・第1回 いじめアンケート，情報提供アンケート（記名式）の実施，教育相談の実施 アンケート実施後に即時対応・指導，事後指導等の見届け ・第1回 校内「いじめ防止等対策推進会議」の実施 ・学校運営協議会，第1回 学校「いじめ防止等対策推進会議（外部含）」の実施 ※校内関係者のみによる校内会議は4月当初から随時実施 ・生徒会主体による「良いこと見つけ」（継続実施） ・第1回アセスメントシステム（STAR）の実施 	
6月	<ul style="list-style-type: none"> ・「いじめ防止強化週間」の実施（6月第5週～7月第1週） （授業や集会，生徒の取組 等） ・生徒向けネットいじめ研修① ・教育相談の実施 ・「いじめについて考える日」に向けた取組 (いじめアンケート実施後の対応・指導，事後指導等の見届け) 	
7月	<ul style="list-style-type: none"> ・いじめについて考える日（7月1日）（全体→学級） ・第1回「教職員取組評価（学校評価）アンケート」 ・第2回 校内「いじめ防止等対策推進会議」の実施 ・職員会（夏休み前までのいじめ防止の取組の振り返り） (いじめアンケート実施後の対応・指導，事後指導等の見届け) 	第1回 県いじめ 調査
8月	<ul style="list-style-type: none"> ・職員研修会（ネットいじめ・教育相談も含めた） (いじめアンケート実施後の対応・指導，事後指導等の見届け) 	
9月	<ul style="list-style-type: none"> ・学校だよりによる取組の見直し等の公表 ・ホームページ等による取組経過等の報告 ・第2回いじめアンケート，情報提供アンケートの実施，教育相談の実施 アンケート実施後に即時対応・指導，事後指導等の見届け ・第3回 校内「いじめ防止等対策推進会議」の実施 (いじめアンケート実施後の対応・指導，事後指導等の見届け) 	
10月	<ul style="list-style-type: none"> ・心のアンケート（記名式）の実施，教育相談の実施 ・学校運営協議会，第2回 学校「いじめ防止等対策推進会議（外部含）」の実施 	
11月	<ul style="list-style-type: none"> ・「いじめ防止月間」の取組（生徒主体の取組，等） ・第2階アセスメントシステム（STAR）の実施 ・生徒向けネットいじめ研修② ・「学校運営協議会」の実施 (いじめアンケート実施後の対応・指導，事後指導等の見届け) 	

12月	<ul style="list-style-type: none"> ・「ひびきあいの日・人権集会」（生徒のいじめ防止対策の発表） ・第2回「教職員取組評価（学校評価）アンケート」 ・第4回 校内「いじめ防止等対策推進会議」の実施 （いじめ防止対策の取組についての中間交流） （いじめアンケート実施後の対応・指導，事後指導等の見届け） 	第2回 県いじめ 調査
1月	<ul style="list-style-type: none"> ・第3回いじめアンケート，情報提供アンケートの実施，教育相談の実施 アンケート実施後に即時対応・指導，事後指導等の見届け ・第5回 校内「いじめ防止等対策推進会議」の実施 ・職員会（冬休み前までのいじめ防止対策の取組振り返り） ・教職員による次年度の取組計画 （いじめアンケート実施後の対応・指導，事後指導等の見届け） 	
2月	<ul style="list-style-type: none"> ・生徒会の取組のまとめ ・学校運営協議会，第3回 学校「いじめ防止等対策推進会議（外部含）」の実施 （いじめアンケート実施後の対応・指導，事後指導等の見届け） 	
3月	<ul style="list-style-type: none"> ・アンケート実施後に即時対応・指導，事後指導等の見届け ・第3回「教職員の取組評価アンケート」（1年間の評価） ・第6回 校内「いじめ防止等対策推進会議」の実施 ・学校だより等による次年度の取組等の説明 （いじめアンケート実施後の対応・指導，事後指導等の見届け） 	第3回 県（国）いじめ 調査

6 いじめ問題発生時の対応

別紙「いじめの未然防止・早期発見・早期対応に関する指導マニュアル」に基づいて指導を行う。

(1) いじめ問題発生時・発見時の初期対応

【組織対応】

「いじめ防止等対策等推進会議」で方針を確認し，事実確認や情報収集，保護者との連携等，校長の指導のもと，役割を明確にした組織的な動きをつくる。

【対応の重点】

- ・いじめの兆候や疑いがある場合には，把握した者は速やかに管理職及びいじめ対策監に報告し，学校いじめ防止等対策推進会議を開催し，直ちに校長の指導のもと，組織的にかつ丁寧に事実確認を行う。
- ・いじめの事実が確認できた，或いは疑いがある場合には，いじめを受けた（疑いがある）生徒の気持ちに寄り添い，安全を確保しつつ，組織的に情報を収集し，迅速に対応する。校内いじめ防止等推進会議を行う際，出席者と指導の経緯，会の内容等の記録をその都度，確実に残す。
- ・いじめに関する兆候や疑われる事実が認められた場合，いじめた生徒といじめを受けた生徒の双方の保護者に説明し，家庭と連携しながら生徒への指導に当たる。最終的には必ず校長が生徒及び保護者への指導を見届ける。
- ・保護者との連携の下，謝罪の指導を行う中で，いじめた生徒が「いじめは許されない」ということを自覚するとともに，いじめを受けた生徒やその保護者の思いを受け止め，自らの行為を反省する指導に努める。
- ・いじめを受けた生徒に対しては，3カ月は，毎日校長やいじめ対策監は声をかけるなどし，保護者と連携しつつ生徒を見守り，本人への確認，周囲への確認，保護者への確認をするなど心のケアに十分配慮した継続的な事後の対応に留意する。
- ・同様に，いじめた生徒に対しても，保護者と連携し，生徒の様子を見守り，本人への確認，周囲への確認，保護者への確認をするなど，自己の対応を中・長期的に行う。

(2) 「重大事態」と判断された時の対応（法第28条・条例20条）

いじめにより生徒の生命、心身又は財産に多大な被害が生じた疑いがあると認められるとき、いじめにより生徒が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるときについては、以下の対応を行う。

【主な対応】

- 教育委員会へ「第一報」を速やかに報告する。
- 当該重大事態と同種の事態発生を防止するため、教育委員会の指導の下、事実関係を明確にするための調査に当たる。
- 上記調査を行った場合は、調査結果について、教育委員会へ報告するとともに、いじめを受けた生徒及びその保護者に対し、事実関係その他必要な情報を適切に提供する。
- 生徒の生命、身体又は財産に重大な被害が生じる恐れがあるときは、直ちに所轄警察署に通報し、適切な援助を求める。

7 学校評価における留意事項

いじめを隠蔽せず、いじめの未然防止、いじめの実態把握及びいじめに対する措置を適切に行うため、学校評価において次の3点を加味し、適正に学校の取組を評価する。

- ①いじめの未然防止の取組に関すること
- ②いじめの早期発見の取組に関すること
- ③いじめの再発を防止するための取組に関すること

8 個人情報の取扱い

○個人調査（アンケート等）について

- ・保護者から「いじめがあった」などの申し立てがあった場合や重大事態の調査に必要なため、アンケートの質問票の原本などの一次資料の保存期間は、最低でも当該生徒が卒業するまでとし、アンケートや聴取の結果を記録した文書等の二次資料及び調査報告書は、指導要録との並びで保存期間を5年（卒業後）とする。

○指導記録について

- ・1事案1ファイルを原則として、事案の概要、指導の方向・方法・経緯、生徒の意識、保護者の意向の記録を確実に残す。（いじめ事案報告書、指導記録、学校いじめ防止等対策推進会議記録等）

○校種間、学年間での確実な引き継ぎ

- ・個人カード、ファイル等への記録を随時行い、適切な情報を管理保管し、進学及び進級における学級編成や引き継ぎに確実に反映されるよう徹底する。

いじめ事案の指導の流れ

